

離婚をお考えの方へ



離婚をするときには、次のようなことを話し合ってください。
話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に調停を申し立てる方法などがあります。お悩みやわからないことがあれば、お気軽にご連絡ください。

八尾市こども若者政策課 072-924-3988

子どもに関すること

○親権者

・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、親権者を定める必要があります。

離婚に関する
法務省HP



○養育費

・養育費は、子どもが自立する（例えば大学を卒業する）までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などです。
離婚によって親権者でなくなった親も、養育費の支払い義務を負います。

○面会交流

・面会交流とは、子どもと離れて暮らしている親が、子どもと定期的・継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流することです。
・子どもの健やかな成長のために面会交流について話し合ってください。

○児童扶養手当

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）

・子ども(※)をひとりで育てる方は、児童扶養手当を受給できる場合があります。
・受け取れる金額等は、受給される方などの所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細は、こども若者政策課こども育成係に確認してください。

八尾市こども若者政策課 こども育成係 072-924-3839

財産分与

・離婚をした場合、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、お二人の財産を分けることができます。
・金額等について話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に調停の申立てをすることなどができます。

財産分与に関する
法務省のHP



年金分割

・離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。

年金分割手続に関する
日本年金機構
のHP

